

2023年度 京セラ株式会社 募集要項

1. 採用予定

- 【求人数】 各職種 若干名
- 【応募資格】 2023年3月又は9月に四年制大学卒業及び大学院修了見込みの方および高等専門学校専攻科修了見込みの方
2023年4月又は10月入社が可能な方
(※既卒者又は上記以外の時期に卒業予定の方は、個別に採用選考を行いますので、弊社担当までお問い合わせください。)
- 【採用学科】 電気・電子系／情報・通信系／機械系／制御系／化学系／材料系／物理系／その他
- 【求める人材像】 ・夢に向かって果敢にチャレンジし続けられる人
・素直な心、ひたむきさを持っている人
・グローバルな視点を持っている人

《専攻分野と採用比率目安》

電気・電子系	情報・通信系	機械／制御系	化学／材料系	物理系	その他
25%	25%	25%	15%	5%	5%

2. 応募方法

京セラでは、ご本人の希望・専門性と弊社事業のマッチングを重視した「プロダクト別採用」を行っています。
ご本人が希望するプロダクトへの配属を前提に、人事面談・マッチング面談(選考)に進んでいただきます。
「マッチング面談」では、ご希望の「プロダクト」との「専門性・応用性・ポテンシャル」等を中心に総合的な視点で、当該部門との適性を確認致します。

■応募の流れ

- STEP1 弊社新卒採用サイトからエントリーしてください。 <京セラ採用サイト: <http://www.kyocera.co.jp/recruit/new/>>
- STEP2 エントリー後、マイページ「お問い合わせ」より下記の通りご連絡ください。
※会社・事業理解のため、一部プロダクトにてイベントを実施予定です。詳細はエントリー後にご案内させていただきます。
- 件名 : 「夏季募集について」
内容 : 本案内を見てエントリーされた旨をご連絡ください。
- STEP3 エントリー後のマイページより、応募コース「技術コース」を選択後、ご希望の応募方法(推薦応募／自由応募)をご選択ください。
※推薦応募の場合、学内での推薦者が決定されましたら下記技術コース担当までご連絡いただきますようお願い申し上げます。
- STEP4 同「マイページ」より、次の2点を入力し、データを送信してください。
①「自己紹介シート」 ※面談資料として使用します。
②「履修履歴」 ※修士の方は学部の方も必要です。
- STEP5 適性検査(SPI)のご受検
- STEP6 人事面談へのご参加 ※書類選考を通過された方へご案内いたします。
- STEP7 マッチング面談へのご参加 ※人事面談を通過された方へご案内いたします。
- STEP8 最終面談へのご参加 ※マッチング面談を通過された方へご案内いたします。

■エントリー締切

- <第1回> 8月17日(水)
<第2回> 9月14日(水)
※応募者多数の場合、第1回締切にて募集を終了する場合がございます。募集状況については、弊社担当までお問い合わせください。

3. 募集プロダクト／職種

現在募集中のプロダクト・職種については、別紙をご参照ください。

<技術コース お問い合わせ・書類送付先>

〒612-8501 京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地
京セラ株式会社 人材開発課 技術コース担当
E-mail : kcsaiyou@kyocera.jp / TEL : 075-604-3510 (直通)
※書類ご送付の際には、封筒に「技術コース応募書類在中」と記載いただきますようお願いいたします。

京セラ企業紹介パンフレット
ダウンロードはこちら



募集プロジェクト／職種

技術分野					専攻分野				
・無機材料技術	・化学工学技術	・パワーエレクトロニクス技術	・画像認識／画像処理技術	・振動／熱／流体関連技術	機 械 系	電 気 系	情 報 ・ 通 信 系	化 学 ・ 材 料 系	物 理 系
・有機材料技術	・微細加工技術	・電気特性評価技術	・ソフトウェア技術	・電池関連技術					
・金属材料技術	・電気回路技術	・制御工学技術	・シミュレーション技術	・施設管理技術					
・応用化学技術	・電子回路技術	・機械・機構設計技術	・分析技術	・環境管理技術					
・セラミック製造プロセス技術	・高周波回路技術	・機械加工技術	・信頼性工学技術（統計）	・安全防災管理技術					
・電気化学技術	・情報通信技術	・光学設計技術							
プロダクト			職種	勤務地					
①半導体用有機パッケージ ＜パッケージ＞サーバー・ルーター・携帯通端末用多層パッケージ 等 ＜基板・配線板＞携帯端末・車載用通信モジュール基板、 パソコン・携帯端末用高密度配線板、ハイエンドサーバー・通信システム用大型基板 等			・生産技術（設備） ・製造技術 ・品質管理／品質保証	・京都本社 ・京都綾部工場 ・富山入善工場 ・鹿児島川内工場	○	◎	◎	◎	◎
②プリンティングデバイス 高速商業用インクジェットプリントヘッド、サーマルプリントヘッド トナー方式プリンタ用アモルファスシリコン感光ドラム、LED光源 等			・材料開発 ・製品開発・設計 ・シミュレーション技術構築 ・プロセス開発	・鹿児島県分工場 ・鹿児島隼人工場 ・滋賀八日市工場	◎	◎	◎	◎	○
③電子部品（高周波・水晶） 高周波デバイス（SAWフィルタ、高周波通信モジュール 等）、水晶部品			・製品開発・設計	・山形東根工場	◎	◎	○	○	◎
④エネルギーデバイス（蓄電池） リチウムイオン蓄電池			・製造技術	・滋賀野洲工場	◎	◎	◎	◎	○
⑤パワーツール（京セラインダストリアルツールズ） ＜電動工具＞ステイプラー、工作機器（インパクトドライバー等）、ガーデン機器、 清掃機器（高圧洗浄機等）、DIY製品 ＜空圧工具＞ファスニング、ステイプラー、ネイル			・製品開発・設計	・広島本社 ※京セラ(株)からの出向扱いとなります。	○	◎	○	○	○
⑥次世代通信 Beyond 5G／6G通信方式要素技術研究			・研究	・みなとみらいリサーチセンター	○	○	◎	○	○
⑦先進技術 無線通信／センシングシステム、機器に関するプロトコル／アルゴリズム研究開発			・研究	・みなとみらいリサーチセンター	○	◎	◎	○	○
⑧品質システムマネジメント 京セラグループの製品・サービスの品質向上を目指したシステムの維持・改善 等			・品質管理／品質保証	・京都本社	◎	◎	◎	○	○
⑨施設管理 電気設備設計、保守 等			・電気設備管理	・鹿児島川内工場 ・滋賀八日市工場	○	◎	○	○	○
⑩安全防災 労働安全衛生管理 等			・安全衛生・防災管理業務	・鹿児島川内工場	◎	◎	◎	◎	◎

青少年雇用情報シート（企業全体での【正社員／正社員以外】に関する情報です）

※海外支店等に勤務している労働者については除外した情報となります

事業所名	京セラ株式会社	求人番号				記入日： 令和 4 年 7 月 29 日
------	---------	------	--	--	--	----------------------

1 募集・採用に関する情報		企業全体の情報			【 】に関する情報		
①	直近3事業年度の新卒者等の採用者数	前年度 538人	2年度前 746人	3年度前 790人	前年度 人	2年度前 人	3年度前 人
	直近3事業年度の新卒者等の離職者数	前年度 13人	2年度前 47人	3年度前 80人	前年度 人	2年度前 人	3年度前 人
②	直近3事業年度の新卒者等の採用者数（男性）	前年度 435人	2年度前 576人	3年度前 589人	前年度 人	2年度前 人	3年度前 人
	直近3事業年度の新卒者等の採用者数（女性）	前年度 103人	2年度前 170人	3年度前 201人	前年度 人	2年度前 人	3年度前 人
③	平均継続勤務年数	16.4 年			年		
※	従業員の平均年齢 （参考値として、可能であれば記載してください。）	40.5 歳			歳		

2 職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況

①	研修の有無及びその内容	有・無	マネジメント研修(各ステージ別)、技術・技能研修(専門技術研修等)、企業哲学に関する研修など
②	自己啓発支援の有無及びその内容	有・無	・通信教育制度 ・業務に必要と会社が認めた資格についての取得費用の会社負担
③	メンター制度の有無	有・無	
④	キャリアコンサルティング制度の有無及びその内容	有・無	・上司や先輩社員との定期的な面談制度 ・STEP面談制度(入社5年目までの若手育成フォロー)
⑤	社内検定等の制度の有無及びその内容	有・無	

3 職場への定着の促進に関する取組の実施状況

3 職場への定着の促進に関する取組の実施状況		企業全体の情報			【 】に関する情報		
①	前事業年度の月平均所定外労働時間	20.3 時間			時間		
②	前事業年度の有給休暇の平均取得日数	13.9 日			日		
③	前事業年度の育児休業取得者数／出産者数	女性 144人	123人	男性 57人	531人	女性 人	男性 人
④	役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合	役員 8.8%		管理職 4.2%			

※ ④については、雇用形態に関わらず企業全体における割合を示しています。

自己申告書

令和 4年 7月 28日

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象に該当いたしません。

*ハローワークにおける求人不受理の対象とは、以下のチェックシートのチェック欄に1つでも該当する場合があります。

事業所名 京セウ株式会社

事業所所在地 〒612-8501 京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地

代表者名 玉川 康之



- ☒ 対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません!』（LL291115首01）により確認し、理解しました。

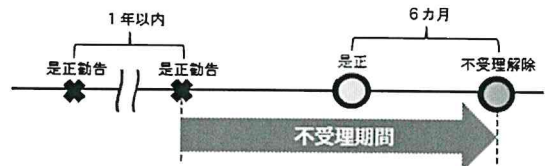
チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にシ点（「✓」）を記入してください。
なお、以下のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法および最低賃金法関係

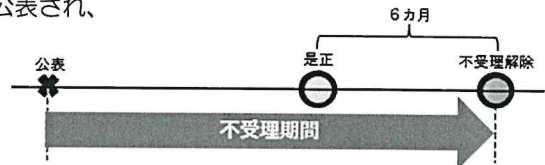
- (1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



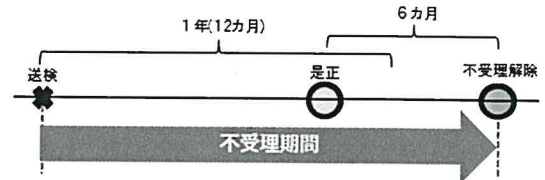
- (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



- (3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

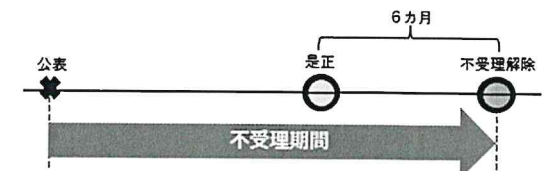
- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 送検後1年が経過していない。
☐ c 是正してから6カ月が経過していない。



2. 職業安定法、男女雇用機会均等法および育児・介護休業法関係

- (1) 対象条項違反の是正を求める勧告又は改善命令に従わず、企業名が公表[※]され、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



※職業安定法第48条の3第3項、男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

3. 項目1および項目2共通

- (1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
①労働基準監督署による是正勧告、
②需給調整事業課(室)による助言や指導、勧告、
③雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。

求人不受理の対象となる規定【具体的な対象条項】

1. 過重労働の制限などに対する規定

長時間労働や賃金不払い残業などに関する法違反は、若者の円滑なキャリア形成に支障をきたす恐れがあるため、以下の規定を対象としています。

- ・ 強制労働の禁止
(労働基準法第5条)
- ・ 賃金関係 (最低賃金、割増賃金等)
(労働基準法第24条、第37条第1項及び第4項、最低賃金法第4条第1項)
- ・ 労働時間
(労働基準法第32条)
- ・ 休憩、休日、有給休暇
(労働基準法第34条、第35条第1項、第39条第1項、第2項、第5項及び第7項)

2. 仕事と育児等の両立等に関する規定

仕事と育児等の両立等を理由とした不適切な取扱いがなされる場合は、若者の継続就業が困難となることがあるため、以下の規定を対象としています。

- ・ 出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等
(男女雇用機会均等法第9条第1項、第2項及び第3項、第11条の2第1項)
- ・ 妊娠中、出産後の健康管理措置
(男女雇用機会均等法第12条、第13条第1項)
- ・ 育児休業、介護休業等の申出があった場合の義務、不利益取扱いの禁止等
(育児・介護休業法第6条第1項、第10条、第12条第1項、第16条、第16条の3第1項、第16条の4、第16条の6第1項、第16条の7、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第25条、第52条の4第2項、第52条の5第2項)
- ・ 所定外労働等の制限
(育児・介護休業法第16条の8第1項、第16条の9第1項、第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項、第20条第1項、第23条第1項、第2項及び第3項、第26条)
- ・ 妊産婦の坑内業務の制限等
(労働基準法第64条の2第1号、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項)
- ・ 男女同一賃金の原則
(労働基準法第4条)
- ・ 性別を理由とする差別の禁止、セクハラ等
(男女雇用機会均等法第5条、第6条、第7条、第11条第1項)

3. その他、青少年に固有の事情を背景とする課題に関する規定

新卒採用においては、募集から採用・就業までの期間が長く、募集段階から労働条件に変更が生じやすいことから、就業前に労働条件を確認することが重要であるため、労働者の募集及び求人の申込み並びに労働契約締結時の労働条件の明示規定を対象としています。また、年少者に関する労働基準の規定も対象としています。

- ・ 労働条件の明示
(労働基準法第15条第1項及び第3項、職業安定法第5条の3第1項 (労働者の募集を行う者に係る部分に限る。)、第2項及び第3項)
- ・ 年少者に関する労働基準
(労働基準法第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条)

※労働基準法の規定については、労働者派遣法第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。

※男女雇用機会均等法の規定については、労働者派遣法第47条の2の規定により適用する場合を含む。

※育児・介護休業法の規定については、労働者派遣法第47条の3の規定により適用する場合を含む。